

各 位

会 社 名 **ビザネスエブジニアリブグ株式会社** 代表者名 取締役社長 羽 田 雅 一 (コード番号 4828 東証プライム) 問合せ先 常務取締役 別 納 成 明 電 話 03-3510-1600

定款の一部変更(電子提供制度導入に伴う変更)に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2022 年 6 月 24 日開催予定の第 43 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する 改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるた め、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (1)変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条) は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし 提供)	
第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
	(電子提供措置等)
(新 設)	第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会
	参考書類等の内容である情報について、電子
	提供措置をとるものとする。
	(2) 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法
	<u> 務省令で定めるものの全部または一部につ</u>
	いて、議決権の基準日までに書面交付請求し
	た株主に対して交付する書面に記載しない
	<u>ことができる。</u>
(新 設)	<u>附則</u>
	第1条 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正す
	る法律(令和元年法律第70号)附則第1条た
	だし書きに規定する改正規定の施行の日で
	ある2022年9月1日(以下「施行日」という)
	から効力を生ずるものとする。_
	(2) 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月
	以内の日を株主総会の日とする株主総会に
	ついては、変更前定款第15条(株主総会参考
	書類等のインターネット開示とみなし提供)
	はなお効力を有する。_
	(3) 本附則は、施行日から6か月を経過した日ま
	たは前項の株主総会の日から3か月を経過
	した日のいずれか遅い日後にこれを削除す
	<u>る。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日2022年6月24日 (予定)定款変更の効力発生日2022年6月24日 (予定)

以上